

要 旨

特集：格差問題をめぐる主要国の立法

労働力の革新及び機会に関する法律—アメリカにおける就業支援の取組—

2014年7月22日、「労働力の革新及び機会に関する法律」が制定された。この法律は、1998年に制定された「1998年労働力投資法」を全面的に改正するもので、アメリカ各地でワンストップセンターを通して職業紹介及び職業訓練を提供する基本的な枠組みは維持しつつ、産業のニーズに合った職業訓練を提供し、人材育成を重視する方向へと転換が図られた。本稿では、アメリカにおける職業紹介及び職業訓練等の就業支援制度を概観した上で、同法の概要と改正の要点を紹介し、併せて法律の主な条文を訳出する。

欧州困窮者援助基金（FEAD）に関する規則—貧困克服を目指すEUの加盟国支援—

EUでは、困窮者に対する援助を提供する各加盟国の活動を支援し、域内における貧困の克服に寄与することを目的として、2014年に「欧州困窮者援助基金」（FEAD）が設置された。FEADは、各加盟国が自国の状況に基づき、困窮者に対する食料や生活必需品等の援助、あるいは困窮者の社会への統合を支援する活動に関し、事業計画を作成し、当該事業の実施に対して、EUが加盟国に財政的な支援を行う枠組みである。本稿では、FEAD設置の背景と経緯を概観した上で、FEADの概要と初年度の実施状況を紹介し、最後に、FEADの設置に関する規則（Regulation(EU) No 223/2014）の抄訳を付す。

イギリスにおける教育改革の試み—アカデミー政策をめぐって—

イギリスでは、教育困難地域の教育水準向上を目的に、初等中等学校を国から補助金を得て自律的な運営を行うアカデミーへと転換する政策が、2002年に労働党政権により導入、保守・自由民主党連立政権下で拡大されてきた。2016年3月、アカデミー政策の促進を目的とし対象校の範囲拡大等を定めた2016年教育及び養子縁組法が制定された。本稿では、アカデミー政策を概観した上で、同法制定の背景と概要を紹介し、併せて同法を抄訳する。

フランスにおける平等と市民性に関する法律の制定

自由・平等・友愛を理想に掲げるフランス共和国において、現在若年層を始めとする国民の広い範囲において貧困、差別、格差、社会的排除、宗教的過激思想等が大きな課題となっている。本稿では、現オランド政権下において2015年から開催されている平等・市民性関係閣僚委員会によるこうした社会問題の包括的な整理と推進施策を概観するとともに、それに伴う立法措置として2017年1月に成立した「平等及び市民性に関する法律」の概要を紹介し、同法の抄訳を付す。

ドイツの連邦奨学金制度—職業資格の取得の助成—

ドイツにおいては、教育投資は国家の責務であるという認識があり、公立の学校、職業学校及び大学の学費が無料である上、連邦奨学金という公的な奨学金の制度が存在する。資格社会であるドイツでは、多くの職種について公的な資格があり、長期的に安定した職業生活を送るためには、職業資格の取得が必須とされている。連邦奨学金は、教育及び就

業の機会平等を目的とし、職業資格取得までに必要な費用を助成するものである。本稿では、ドイツの教育制度及び連邦奨学金制度の概要を紹介し、併せて連邦奨学金法の主な規定を訳出する。

イタリアにおける労働規制改革—就労における格差への対応—

2014年12月、イタリアでは、労働規制改革に関する原則と指針を定め、政府に具体的な政策の策定を委任する法律が成立した（2014年法律第183号）。2015年には、この委任を実施するため、①現職復帰による救済から金銭補償による救済への解雇規制の一部移行、②雇用社会保険等の社会的緩衝措置の再編、③失業者及び未就労者の就職を支援するための積極的労働政策に係る組織の再編、④契約形態及び職務に係る見直し、⑤労働に係る監督活動の再編、⑥母性の保護及び生活と労働の両立のそれぞれについて定める8件の立法命令が制定されている。以上の法令は、雇用の創出・確保を最終的な目的として、解雇規制を緩和し、労働条件や職務変更の柔軟性を高めるとともに、失業時の所得保障、就職支援、ワーク・ライフ・バランスの推進に係る措置の合理化を踏まえた実質的な拡充を目指すものと言える。なお、末尾には2014年法律第183号の全訳を付した。

ロシアにおける貧困対策—ロシア連邦国家社会扶助法を中心に—

ソ連崩壊後のロシアでは、国民の貧困が深刻な社会問題となった。これに対して1997年、ロシア国民の最低生活費を規定した「最低生活費法」が施行され、1999年には同法の具体的な実施策を規定した「国家社会扶助法」が施行された。本稿では、国家社会扶助法がどのような形態でロシア国民に対して最低生活費を保障するのかを解説する。また、度重なる改正によって国家社会扶助法には新たな概念や制度が順次導入されている。これらの改正についても主要なものについて解説する。また、末尾には国家社会扶助法の全訳を付した。

韓国の奨学金制度—所得連動返還型奨学金を中心に—

韓国では2000年代以降、奨学金制度に関する大規模な改革が進められた。特に2008年の李明博（イ・ミョンバク）政権誕生以降、韓国奨学財団の設立（2009年）、所得連動返還型奨学金の導入（2010年）、給付奨学金の再編・拡充（2012年）が行われ、韓国の奨学金制度に大きな変化がもたらされた。本稿では、所得連動返還型奨学金を中心に、韓国の奨学金制度の概要を紹介し、併せて所得連動返還型奨学金の根拠法となっている「就業後学資金償還特別法」の全文を訳出する。

中国の慈善法と慈善事業の発展

国民の所得水準が向上する一方、格差の拡大も深刻化している中国では、近年、寄附、ボランティア活動、インターネット募金を始めとして、慈善事業が急速に発展してきている。格差是正を喫緊の政策課題とする中国政府は、慈善事業の社会的機能を重視し、その健全な発展のための施策を重点的に推進している。2016年3月16日には、慈善事業に関して包括的に定める中国で初めての基本法として、慈善法が制定された。本稿では、中国における慈善事業の概況、慈善事業に関する政策方針と法整備状況、慈善法の制定経緯とその主な内容について略述し、同法の全文を訳出する。